

条例の概要

条例の目的

本町におけるまちづくりの基本理念を定め、町民・事業者等・町の責務を明らかにし、町民参画によるまちづくりを推進するための基本となる事項を定め、本町の優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより、総合計画の将来像である「海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山」の実現に寄与することを目的として制定しました。

条例の基本理念

まちづくりは、町の海と緑の豊かな自然環境と、歴史と風土に培われた街並みを将来にわたり守り育むため、土地利用等は公共の福祉を優先させるものとする土地基本法の理念を踏まえ、町民・事業者・町が協働して取り組まなくてはなりません。

町民・事業者等・町の責務

まちづくりを進めるためには、葉山に住んで、働いて、事業を行う人々が共に協力していくことが必要です。条例では、それぞれの責任と義務を位置づけ、協働のまちづくりの推進を図ります。



条例の柱

I 協働によるまちづくりの推進 (P4~P5)

まちづくりの基本理念に沿って町民・事業者・町が協力しながら、まちづくりを進めます。地域の住民は町と協定を締結・活用し、良好な都市環境の形成を目指します。また、これを法律に基づいた取り決めへと発展させることができます。

II 開発事業の手続き (P6~P7)

開発事業を行う前に、近隣住民と事業者とで意見交換等が行われ、事業に対し「意見書の提出」等が可能になりました。その後、町と事業者間で事前協議が行われます。その他、都市環境の形成に関する基準を定めています。

III 紛争の調整 (P8)

開発事業で紛争が起きた場合のための「調整制度」を設けました。当事者間での解決が困難になった時、町に対し、「あっせん」の申し出をすることができます。

